長岡市発注の土木工事における遠隔臨場の試行方針

1. 対象工事

対象工事は、長岡市が発注する土木工事のうち、「遠隔臨場の試行を実施可能な通信環境を確保できる工事」とし、次項に定める工種の「段階確認」、「材料確認」及び「立会」において適用可能とする。(臨時検査及び完成検査は原則対象としない。ただし、遠隔地の工場検査等については、契約検査課と協議するものとする。)

2. 対象工種

遠隔臨場の対象工種は、長岡市発注の土木工事において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」において映像確認できる工種とする。

※遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表1~3を参考とする。

※通信環境が整わない現場や、工種によって確認が不十分であったり、非効率的な確認の場合は対象としないこととする。

3. 試行の実施方法

(1) 使用機器及び Web 会議システム等

遠隔臨場は、①発注者が貸与する遠隔臨場用機器(以下、「機器」という。)、または、②受注者が準備した機器を使用することにより実施する。機器及び Web 会議システム等は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(令和4年3月新潟県土木部技術管理課)」に定められた仕様を満たすものとする。

(2)費用の負担

発注者が貸与する機器を使用する場合の通信費等は、発注者が負担する。受注者側が 準備した機器を使用する場合、必要となる費用については技術管理費率に含むものと する。

(3) 受注者からの提出資料

1) 実施前の提出資料

受注者は、施工計画書に、遠隔臨場を実施する「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施方法を記載し、監督員の確認を受ける。

2) 実施後の提出資料

遠隔臨場で実施する場合の段階確認書及び材料確認書については、別紙1、2のとおりとする。

(4) 工事成績の評定

遠隔臨場を1回以上実施した場合、監督員考査項目「5 創意工夫、【施工】、13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫」に該当するものとして評価する。